

# 参加記

## (参加記 1)

さいたま市市政情報課 山崎 憲人

平成13年5月1日、浦和市・大宮市・与野市が合併してさいたま市が誕生した。合併前の事前協議（事務のすり合わせ）及び合併後の事務の統一というあわただしい期間がすぎ、新市として統一的な史料の収集・整理・保存事業が開始されている状況である。

私自身は史料保存を担当する課所に異動して10数年たっているが、全史料協の全国大会は初めての参加だった。今年度の大会テーマは、「21世紀の史料保存と利用—市町村合併をとりまく諸問題—」ということであり、合併から1年余りたった今、これからの史料保存そして公文書館への展望を考えるにあたり、史料の保存と利用、電子文書の全国的な動向について各地の情報を習得するために参加させて頂いた。

この報告で大会全体を述べるのは力不足で困難なため、研究会の報告ならびに全体討議のうち、興味をもったこと及び気になったことについて述べてみたい。

研究会の開催にあたり、本大会テーマの一つである市町村役場文書の現状と市町村合併の歴史・史料保存の概論について国文学研究資料館史料館の丑木氏の報告があった。そのなかで、合併による文書の大量廃棄という問題とともに、合併後の庁舎改築や文書管理システムの変更による文書の大量廃棄という問題も指摘された。

また、資料保存委員会の松本市文書館福島氏による全国自治体史編さん及び合併担当課所へ

のアンケート結果の報告では、合併による文書廃棄の心配は少ないが、合併後に文書が廃棄される不安があると提起された。

全国の自治体に対して行ったアンケートは、今後の文書保存の手立てを考えると有効な手段になると思われる。しかし、この結果をそのまま信じて良いものか疑問を感じている。例えば、合併担当課所はどれだけ庁内の文書の実態を把握しているのだろうか。多くの自治体では、文書管理担当者さえ現用文書の全てを把握しているとはいいがたい。そこには規則・規程があるから大丈夫という意識がアンケート回答者から見えてくる。

問題となるのは、合併に伴いそれぞれの事務担当者が勝手に必要ないと判断し、合併後の本庁舎に持ち込まず廃棄する、また新たに本庁舎となる自治体職員が整理の名のもとに勝手に廃棄してしまう文書である。このような文書管理担当が把握していない文書が廃棄されているはずなのに、表面的には合併による廃棄はなかったという回答が出される事になる。

私たちにとってこの文書管理システムに乗らない文書、職員の個人ファイル等が逆に地域の歴史を照らすものになる場合が多い。自治体側は文書を廃棄しないと回答しているが、実際に起こるこれらの文書廃棄について、どんな手立てを講じるべきかを検討する必要がある。

また、全体討議において丑木氏から、合併時の文書廃棄は職員に抵抗感があるため大量廃棄はないと思う。しかし、合併前に発生した文書は廃棄基準が消滅してしまうことで、合併後に廃棄の危険性があるとの発言があった。

確かに合併時には目に見える大量廃棄がない事を願いたいですが、合併数年を経て新たな事業展開が始まり、旧自治体の事務事業が省みられな

くなると、徐々に廃棄されてしまう可能性は否定できない。これは、資料保存委員会の松本市文書館小松氏が述べていたとおり、文書が廃棄される一つの可能性として文書管理規程に歴史的な文書の移管の規定がないためであり、規程の改正が急務であると思われる。

これに関連して、本渡市立天草アーカイブの平田氏は、天草市と合併を検討している自治体は文書管理規程が異なり、廃棄文書の移管について条文がないため、合併前に統一的な規程の改正を要望していきたいとの発言があった。確かに規程の不統一のため、合併時に新自治体の規程にあわせ大量の廃棄が行われる可能性がある。これを防ぐには規程の改正とともに、島根大学の竹中氏の言うように文書管理担当との連携が必要であるとともに、個人的なつながりも不可欠である。

さいたま市においては、合併前の3市とも前から文書管理規程に廃棄文書から歴史的・文化的価値を有する文書の移管が規定され、円滑に収集されていた。各市とも規程が改正された当初はいくつか問題点が指摘されていたが、年を経るに従いスムーズな移管収集体制が確立していった。このため合併に際して大きなトラブルはなかった。これは大変重要なことであり、合併前に規程を改正し移管システムを確立しておかないと、かなりの文書が廃棄される可能性が大であると言わざるを得ない。

そのため、平田氏の発言にあったように合併自治体に呼びかけることが必要であるとともに、全史料協においても全国の自治体に歴史的な文書の移管に係る規程の改正についても呼びかける必要はないだろうか。

第二のテーマである電子文書の保存と利用について、愛知県公文書館の藤井氏から報告があった。藤井氏によると、愛知県公文書館は文書管理担当と同じ総務課に所属し、総合文書管理システムに文書保存システムが組み込まれている。システムの本格稼働は平成16年度、実際に公文書館に文書が移管されるのは、10年保存文書が期間満了になる平成27年度以降になるとのことである。

今回の報告は検討中が多いとのことだが、文書管理担当と公文書館が同じ組織のため引継がスムーズにしている印象をうけた。また今後の課題として、電子文書と紙文書が混在している場合の保存方法及び閲覧方法、電子文書からマイクロフィルムへの変換等あげられていた。また、上越市創造行政研究所の池田氏は庁内シンクタンクの一員として様々なテーマで調査・研究を進めているとのこと、今回は電子市役所についての研究成果が報告された。特徴としてアンケート調査などにより市民の意向を広範に取り入れたことがあげられていたが、あくまでも現用文書の情報化を主体としたもので、非現用文書（歴史的な文書）との関係についての検討はこれからということであった。

しかし、電子自治体構想については、初期の段階から歴史的な文書の保存について考慮する必要はないだろうか。さいたま市においても電子自治体構想が進行中である。この構想のプロジェクトチームには文書管理担当者及び史料保存担当者が加わり、コンサルタントを含めて協議中である。コンサルタントは当初、歴史的な文書についての認識は薄く、保存期間満了後の文書についてはシステムに組み込まれていなかった。しかし、協議を進めるなかで歴史的な文書の移管を含めたシステムを研究するようになった。

システム完成後、歴史的な文書の移管について研究することは、いろいろなシステム上の困難が予想され、思いどおりの電子文書の移管システムが構築できない可能性がある。愛知県のように文書管理担当と公文書館が、同じ組織に所属することは稀である。それならば、史料保存担当者は積極的に庁内プロジェクトに参加するか、歴史的な文書の必要性を主張し文書管理システムとの一貫性を要望していく必要があるようになってくる。

本大会の三つ目のテーマである専門職問題については、分科会に出席できなかったため詳しい報告はできないが、レジュメを見る限り着実に進歩していると思われた。また、アーキビスト養成の必要性と共にネットワークの重要性が

指摘されていて興味深く感じた。しかし、全体討議では市町村合併の話が中心で専門職問題は触れられず、参加者全員が専門職問題を共有できなかったのは残念であった。

以上、雑駁な感想を述べたが、印象に残ったのは全体討議の最後に丑木氏が発言した「合併の主体は市町村であり、史料保存も同様である。また、全史料協の重要なターゲットは市町村である。この史料保存運動をどう伝えるか。一つとして要請文を国から県へ、そして市町村に伝えてもらった。これからどう訴えていくのかが課題となる」との言葉だった。また小松氏も「文書保存には場所があって、システムがあって、人がいる必要がある。全史料協の会員が文書を残す意思を伝え、住民の要望として訴えていく必要がある」との発言があった。今後はこれら全史料協の声をより実効性のあるものとして伝えていくため、どのように活動していくのかが課題となる。例えば、市町村アカデミー等での講座の開設により、全史料協未加入の自治体や都道府県単位の協議会が設置されていない自治体職員に、研修の機会を設けることも必要であろう。

「市町村合併をとりまく諸問題」というサブテーマで始まった全国大会だったが、文書を利用する側の会員、都道府県の会員が目立ち、現実に合併問題を抱えている市町村会員が少ないため、地に付いた報告・討議が低調なのは致し方ないところである。今後は合併に伴う文書の取扱い等の事例を積み重ねるなかで、一定の方向性が出てくる事を期待したい。

なお、筆者の力不足のため、報告者・発言者等の本意と異なる記述があると思われるがご寛容願いたい。

最後に、本大会が成功裡に終了したのは、ひとえに大会関係者のご尽力によるものと思われる。記して感謝申し上げる。